

# 令和7年度 市民税・県民税申告書の記入手引書

## 記入例

### 市民税・県民税・国民健康保険税 令和7年度 後期高齢者医療保険料・介護保険料 申告書 (表)

住 所	甲斐市 篠原2610番地	フリガナ	カイ タロウ
		氏 名	甲斐 太郎
		個 人 番 号	
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
世帯主名	甲斐 太郎	生 年 月 日	明 大 令 40年11月20日
代理申告者		世帯主との続柄	本人
		職 業	会社員
		番 電 話 号	055-276-2111

住所(令和7年1月1日の住民票登録住所)・氏名・個人番号(マイナンバー)・フリガナ・性別・生年月日・電話番号・世帯主名・世帯主との続柄・職業等記入してください。

#### 1 前年中に所得のなかった人などは、ここに記入してください。

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| 1.扶養されていた<br>(仕送りを受けていた) | 〔 扶養者の住所<br>扶養者の氏名      |
| 2.学生(学校名)                |                         |
| 3.遺族年金・障害年金・扶助料を受けていた    | 〔 5.預金等で生活していた<br>6.その他 |
| 4.雇用保険・労災保険・生活保護を受けていた   |                         |

- 前年中に所得のなかった人は、該当する番号に○をしてください。
- 誰かに扶養されていた場合は、扶養者の住所及び氏名を記入してください。
  - 学生で所得がない場合は、学校名を記入してください。
  - その他に○をした場合は、カッコの中に理由を記入してください。

## 所得金額等

営業所得	医師、弁護士、税理士、作家、画家、外交員、卸売業、小売業、飲食業、製造業、建設業、金融業、修理業、サービス業などの職業から生ずる所得	※収入金額 - 必要経費 = 所得金額	収支内訳書を添付してください。	
農業所得	農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、家畜、酪農などから生ずる所得	※収入金額 - 必要経費 = 所得金額		
不動産所得	地代、家賃、貸間代、土地家屋の権利金、貸ガレージなどによる所得	※収入金額 - 必要経費 = 所得金額		
利子所得	公社債、預金の利子等の所得(源泉分離課税を選択した利子を除きます。)		※利子所得の金額 = 収入金額	
配当所得	株式等から生じる配当金や剰余金などの所得		※収入金額 - 負債の利子 = 所得金額(赤字のときは0円)	
給与所得	俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質をもっている給与に係る所得※給与所得の計算方法は下記のとおりです。 ※収入金額660万円未満の場合は、所得税法別表第5による。			
	給与収入金額		給与所得額	
	0円 ~ 550,999円		0円	
	551,000円 ~ 1,618,999円		収入金額 - 550,000円	
	1,619,000円 ~ 1,619,999円		1,069,000円	
	1,620,000円 ~ 1,621,999円		1,070,000円	
	1,622,000円 ~ 1,623,999円		1,072,000円	
	1,624,000円 ~ 1,627,999円		1,074,000円	
	1,628,000円 ~ 1,799,999円		収入金額 ÷ 4 = (B) (千円未満の端数切捨て)	
	1,800,000円 ~ 3,599,999円			(B) × 2.4 + 100,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		(B) × 2.8 - 80,000円		
6,600,000円 ~ 8,499,999円		(B) × -3.2 - 440,000円		
8,500,000円 ~		収入金額 × 90% - 1,100,000円		
		収入金額 - 1,950,000円		
雑 公的年金等	厚生年金基金・国民年金・恩給(一時恩給を除く)等の所得 ※所得金額の計算方法は下記のとおりです。 (遺族年金・障害年金・福祉年金は所得に含みません。)			
	65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前に生まれた方)		64歳以下の方 (昭和35年1月2日以後に生まれた方)	
	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000万円以下	公的年金等所得金額	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000万円以下	公的年金等所得金額
	3,299,999円まで	(A) - 1,100,000円	1,299,999円まで	(A) - 600,000円
	3,300,000円~4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円	1,300,000円~4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円
	4,100,000円~7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円	4,100,000円~7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円
	7,700,000円~9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円	7,700,000円~9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円
	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000万円超2,000万円以下	公的年金等所得金額	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000万円超2,000万円以下	公的年金等所得金額
	3,299,999円まで	(A) - 1,000,000円	1,299,999円まで	(A) - 500,000円
3,300,000円~4,099,999円	(A) × 75% - 175,000円	1,300,000円~4,099,999円	(A) × 75% - 175,000円	
4,100,000円~7,699,999円	(A) × 85% - 585,000円	4,100,000円~7,699,999円	(A) × 85% - 585,000円	
7,700,000円~9,999,999円	(A) × 95% - 1,355,000円	7,700,000円~9,999,999円	(A) × 95% - 1,355,000円	
1,000,000円以上	(A) - 1,855,000円	7,700,000円以上	(A) - 1,855,000円	

源泉徴収票を持参してください。

源泉徴収票を持参してください。

雑	公的年金等	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える	公的年金等所得金額	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える	公的年金等所得金額	源泉徴収票を持参してください。
		3,299,999円まで	(A) - 900,000円	1,299,999円まで	(A) - 400,000円	
		3,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 75,000円	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 75,000円	
		4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 485,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 485,000円	
		7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,255,000円	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,255,000円	
	10,000,000円以上	(A) - 1,755,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,755,000円		
業務	シルバー人材センターからの分配金、原稿料、印税、講演料などの所得 ※収入金額 - 必要経費 = 所得金額					
その他	私的年金等他のいずれの所得にも該当しない所得です。					
一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得 ※〔収入金額(税込み) - 必要経費〕 - 特別控除額(最高50万円)〕 ÷ 2 = 所得金額					
総合譲渡所得	土地・建物以外の機械、器具、備品、ゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得					
	短期(所有期間5年以下)	※〔収入金額(税込み) - 必要経費〕 - 特別控除額(最高50万円) = 所得金額 ・長期譲渡所得分は1/2相当額を総所得金額とします。(短期分は全額)				
	長期(所有期間5年を超える)	・短期と長期の譲渡益がある場合の控除方法は、短期譲渡を先に控除します。(残りがあれば長期分から控除します。)				
分離譲渡所得	土地・建物などの資産の譲渡による所得					申告書(分離課税用)を添付してください。
株式等の譲渡所得等	株式などの譲渡による所得					
先物取引	先物取引による所得					
山林所得	山林の伐採などによる所得					
退職所得	退職手当(分離課税分は除く)					

所得控除		控除区分	控除金額	控除要件等	
基礎控除 (合計所得に応じて控除額が異なる)			430,000	合計所得が2,400万円以下	
			290,000	合計所得が2,400万円超～2,450万円以下	
			150,000	合計所得が2,450万円超～2,500万円以下	
			適用なし	合計所得が2,500万円超	
配偶者控除	老人の控除対象配偶者	380,000	年齢70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)		
	上記以外の配偶者	330,000			
配偶者特別控除 (配偶者の所得に応じて控除額が異なる)		生計を一にする配偶者(専従者を除く)の所得金額(繰越損失控除前) ※裏面(A)により下記の表で求めた金額 (単位:円)			納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少します。 また、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えると控除が受けられません。 ※上記の内訳については別紙を参照。 なお、納税者の合計所得金額が1,000万円を超え、控除が受けられない配偶者であっても、配偶者の所得金額が48万円以下の場合、同一生計配偶者とすることができます。
		配偶者の合計所得金額	左に対応する給与収入金額	控除金額	
		480,001～1,000,000	1,030,001～1,550,000	330,000	
		1,000,001～	1,550,001～1,600,000	310,000	
		1,050,001～1,100,000	1,600,001～1,668,000未満	260,000	
		1,100,001～1,150,000	1,670,001～1,752,000未満	210,000	
		1,150,001～1,200,000	1,750,001～1,832,000未満	160,000	
		1,200,001～1,250,000	1,830,001～1,904,000未満	110,000	
1,250,001～1,300,000	1,900,001～1,972,000未満	60,000			
1,300,001～1,330,000	1,970,001～2,016,000未満	30,000			
	1,330,001～	2,016,001～	0		
扶養控除	老人扶養 (同居老親等(納税者又は配偶者の直系尊属))	450,000	年齢70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)		
	上記以外の老人	380,000			
	特定扶養	450,000	年齢19歳以上～23歳未満(平成14年1月2日～平成18年1月1日までの間に生まれた方)		
	一般の扶養親族	330,000	年齢16歳以上～19歳未満(平成18年1月2日～平成21年1月1日までの間に生まれた方) 年齢23歳以上～70歳未満(昭和30年1月2日～平成14年1月1日までの間に生まれた方)		
扶養控除についての注意点		年齢16歳未満の方であっても住民税非課税標準の計算上必要となるため、扶養親族として申告していただく必要があります。			
障害者控除	特別障害者	300,000	身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A、戦傷病者手帳第3項症以上		
	上記のうち同居	530,000			
	一般の障害者	260,000	身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方		
ひとり親・寡婦控除についての要件		前年の合計所得が500万円以下で、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がないこと。本人及び子の年齢制限はありません。			
ひとり親控除		300,000	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する方		
寡婦控除		260,000	子以外の扶養親族を持つ又は配偶者と死別の方		
勤労学生控除 (学校教育法に規定する学校の学生、又は児童)		260,000	合計所得金額が75万円以下であり、且つ合計所得のうち給与所得以外の所得に係る部分の金額が10万円以下である方		
寄附金控除 (特定寄附金を支出した場合)		(① - 2,000円の額) × 10%	「寄附金の金額」と「総所得金額等 × 30%」のいずれか少ない方の金額 = ① ※住民税は、都道府県・市区町村、住所地の共同募金会、住所地の日本赤十字支部、及び、山梨県・甲斐市条例により指定された公益法人等への寄附が対象となります。 ※都道府県・市区町村に寄附した場合、2千円を超える部分の金額については、個人住民税所得割の概ね2割を上限として、所得税と個人住民税控除を合わせ、その全額が控除されます。(いわゆる、ふるさと納税) ※ふるさと納税を行った方でワンストップ特例の適用を受けるべく「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先自治体へ提出をされた方は注意が必要です。詳しくは申告書の表面の「申告書の提出に関する注意事項」をご覧ください。		
社会保険料控除		支払った金額を控除	社会保険、国民健康保険、介護保険、厚生年金、国民年金、後期高齢者医療等		
小規模企業共済等掛金控除		※国民年金掛金については証明書の添付が必要	旧第2種を除く企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金等		
医療費控除		医療費控除 (最高限度額200万円)	(支払った医療費の総額) - (保険金等で補てんされる金額) = (A) (A) - 「10万円」が「合計所得金額 × 5%」のいずれか少ない方の金額 = 控除額		
		セルフメディケーション (最高限度額8万8千円)	(支払った金額) - (保険金等で補てんされる金額) = (A) (A) - 12,000円 = 控除額		
生命保険料控除	旧制度 (一般・年金) 平成23年12月31日までに締結した保険契約	① 支払った保険料の金額が15,000円以下の場合	支払った保険料の全額 = 控除額		
		② 支払った保険料の金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	(支払額) × 1/2 + 7,500円 = 控除額		
		③ 支払った保険料の金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	(支払額) × 1/4 + 17,500円 = 控除額		
		④ 支払った保険料の金額が70,000円を超える場合	一律35,000円を控除		
新制度 (一般・年金・介護) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約	① 支払った保険料の金額が12,000円以下の場合	支払った保険料の全額 = 控除額			
	② 支払った保険料の金額が12,000円を超え32,000円以下の場合	(支払額) × 1/2 + 6,000円 = 控除額			
	③ 支払った保険料の金額が32,000円を超え56,000円以下の場合	(支払額) × 1/4 + 14,000円 = 控除額			
	④ 支払った保険料の金額が56,000円を超える場合	一律28,000円を控除			
※平成23年12月31日以前に締結した契約であっても、平成24年1月1日以後に更新などを行った場合は、異動日以後、新制度の控除区分が適用されます。 旧制度適用対象契約(旧契約)と新制度適用対象契約(新契約)の両方を契約されている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに、①旧契約のみで申告、②新契約のみで申告、③旧契約と新契約の両方で申告のいずれかを選ぶことができます。(介護医療保険料控除は新契約のみ) ※③旧契約と新契約の両方で申告する場合は、その合計額が申告額となり28,000円が所得控除限度額となります。また、全体の所得控除限度額は70,000円となります(合計適用限度額に変更はありません。)					
地震保険料控除	(1)地震保険料のみの場合(地震保険契約に係るものだけ)				
	① 支払った保険料の金額が50,000円以下の場合	(支払額) × 1/2 = 控除額			
	② 支払った保険料の金額が50,000円を超える場合	一律25,000円			
	(2)旧長期損害保険料のみの場合(平成18年12月31日までに締結した保険期間10年以上で満期返戻金があるもの)				
	① 支払った保険料の金額が5,000円以下の場合	支払った保険料の全額 = 控除額			
	② 支払った保険料の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合	(支払額) × 1/2 + 2,500円 = 控除額			
③ 支払った保険料の金額が15,000円を超える場合	一律10,000円を控除				
(3)支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方の場合		(1)と(2)でそれぞれ算定した額の合計額 最高25,000円			
雑損控除		自分や、自分と生計を一にする配偶者、その他の親族が盗難、横領、風水害、火災等により損害を受けた場合に控除します。(被害を受けたことを証明する書類の添付が必要) ※次の①と②のうち、いずれか多い方の金額			
①		〔(損害金額 - 損害保険金等で補てんされる金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)〕			
②		災害関連支出の金額 - 5万円			

※配当控除・住宅借入金特別税額控除・寄附金税額控除などの税額控除については甲斐市役所税務課までお問合せください。

## 別紙

控除区分		納税者の合計所得金額	控除金額	控除要件等
配偶者控除	老人の控除対象配偶者	900万円以下	380,000	年齢70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)
		900万円超 950万円以下	260,000	
		950万円超 1,000万円以下	130,000	
		1,000万円超	適用なし	
	上記以外の配偶者	900万円以下	330,000	配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が48万円以下
		900万円超 950万円以下	220,000	
		950万円超 1,000万円以下	110,000	
		1,000万円超	適用なし	

控除区分	納税者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	左に対応する給与収入金額	控除金額
配偶者特別控除 (配偶者の所得に応じて控除額が異なる)	900万円以下	480,001 ~ 1,000,000	1,030,001 ~ 1,550,000	330,000
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,550,001 ~ 1,600,000	310,000
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,600,001 ~ 1,668,000未満	260,000
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,668,001 ~ 1,752,000未満	210,000
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,752,001 ~ 1,832,000未満	160,000
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,832,001 ~ 1,904,000未満	110,000
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,001 ~ 1,972,000未満	60,000
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,001 ~ 2,016,000未満	30,000
		1,330,001 ~	2,016,001 ~	適用なし
		900万円超 950万円以下	480,001 ~ 1,000,000	1,030,001 ~ 1,550,000
	1,000,001 ~ 1,050,000		1,550,001 ~ 1,600,000	210,000
	1,050,001 ~ 1,100,000		1,600,001 ~ 1,668,000未満	180,000
	1,100,001 ~ 1,150,000		1,668,001 ~ 1,752,000未満	140,000
	1,150,001 ~ 1,200,000		1,752,001 ~ 1,832,000未満	110,000
	1,200,001 ~ 1,250,000		1,832,001 ~ 1,904,000未満	80,000
	1,250,001 ~ 1,300,000		1,904,001 ~ 1,972,000未満	40,000
	1,300,001 ~ 1,330,000		1,972,001 ~ 2,016,000未満	20,000
	1,330,001 ~		2,016,001 ~	適用なし
	950万円超 1,000万円以下		480,001 ~ 1,000,000	1,030,001 ~ 1,550,000
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,550,001 ~ 1,600,000	110,000
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,600,001 ~ 1,668,000未満	90,000
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,668,001 ~ 1,752,000未満	70,000
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,752,001 ~ 1,832,000未満	60,000
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,832,001 ~ 1,904,000未満	40,000
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,001 ~ 1,972,000未満	20,000
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,001 ~ 2,016,000未満	10,000
		1,330,001 ~	2,016,001 ~	適用なし
		1,000万円超	480,001 ~ 1,000,000	1,030,001 ~ 1,550,000
	1,000,001 ~ 1,050,000		1,550,001 ~ 1,600,000	
	1,050,001 ~ 1,100,000		1,600,001 ~ 1,668,000未満	
	1,100,001 ~ 1,150,000		1,668,001 ~ 1,752,000未満	
	1,150,001 ~ 1,200,000		1,752,001 ~ 1,832,000未満	
	1,200,001 ~ 1,250,000		1,832,001 ~ 1,904,000未満	
	1,250,001 ~ 1,300,000		1,904,001 ~ 1,972,000未満	
	1,300,001 ~ 1,330,000		1,972,001 ~ 2,016,000未満	
	1,330,001 ~		2,016,001 ~	